

参考資料

第4次鹿沼市環境基本計画策定経過

【平成27年度(2015年度)】

時期	名称	内容
H27.5 ～ H27.12	第4次鹿沼市環境基本計画等策定基礎調査の実施	
H27.6.26	平成27年度第1回環境政策推進委員会	・ 第4次環境基本計画等の策定及び基礎調査の実施について
H27.7.14	平成27年度第1回環境審議会	・ 第4次環境基本計画等の策定及び基礎調査の実施について
H27.8	市民アンケート	・ 環境に関するアンケート調査
H27.10.21	平成27年度第2回環境政策推進委員会	・ 第4次環境基本計画の策定、基礎調査の進行状況について
H27.11.18	平成27年度第2回環境審議会	【諮問】 ・ 第4次鹿沼市環境基本計画の策定について ・ 鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の改訂について ----- ・ 第4次環境基本計画の策定等について
H28.1.21	平成27年度第3回環境政策推進委員会	・ 第4次環境基本計画骨子案について ・ 第4次環境基本計画等策定ワーキンググループについて
H28.2.15	平成27年度第3回環境審議会	・ 第4次環境基本計画骨子案について
H28.3	「第4次鹿沼市環境基本計画等策定基礎調査実施報告書」(別冊)「鹿沼市動植物リスト2015」の作成	

【平成 28 年度 (2016 年度)】

時期	名称	内容
H28.6.2	第 4 次環境基本計画 庁内ワーキンググループ 第 1 回会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次鹿沼市環境基本計画策定のスケジュールについて 基礎調査及びアンケート調査の結果について 第 4 次鹿沼市環境基本計画の骨子について 計画記載事項（行動内容及び数値目標）の設定について
H28.6.22	平成 28 年度第 1 回 環境政策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の策定について
H28.7.22	平成 28 年度第 1 回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の策定について
H28.8.8	第 4 次環境基本計画 庁内ワーキンググループ 第 2 回会議	<ul style="list-style-type: none"> 現時点の計画案について 計画案に係る意見等について 今後の作業及びスケジュールについて
H28.10.12	平成 28 年度第 14 回 部長会議	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の素案について かぬまの環境の将来像について 基本目標ごとの行動内容及び数値目標の設定について 地球温暖化対策に係る庁内統一行動の設定について
H28.10.19	平成 28 年度第 2 回 環境政策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の策定について
H28.11.15	平成 28 年度第 2 回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の策定について
H28.12.6 ~ H29.1.5	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> 「第 4 次鹿沼市環境基本計画（案）」について
H29.1.19	平成 28 年度第 3 回 環境政策推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の策定について
H29.2.2	平成 28 年度第 3 回 環境審議会	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 次環境基本計画の策定について <p>【答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第 4 次鹿沼市環境基本計画の策定及び鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の改訂について
H29.3.30	第 4 次環境基本計画の決定	

環境審議会委員名簿

【改選前（～平成27年10月13日）】

	委員区分	氏名	所属等
1	(1)市民	荒川 享子	公募委員
2	(1)市民	石川 芳男	公募委員
3	(1)市民	板橋 和子	公募委員
4	(1)市民	落合 一江	公募委員
5	(1)市民	山市 敦子	公募委員
6	(2)市議会の議員	舘野 裕昭	鹿沼市議会
7	(2)市議会の議員	大島 久幸	鹿沼市議会
8	(2)市議会の議員	小川 清正	鹿沼市議会
9	(3)市の副市長	松山 裕	鹿沼市
10	(4)関係行政機関の職員	室賀 孝章	鹿沼警察署生活安全課長
11	(4)関係行政機関の職員	小池 正純	栃木県西環境森林事務所環境部長
12	(4)関係行政機関の職員	蓬田 修二	栃木県上都賀農業振興事務所次長兼管理部長
13	(4)関係行政機関の職員	那珂 道世	栃木県鹿沼土木事務所次長兼企画調査部長
14	(5)学識経験を有する者	鈴木 節也	鹿沼市自治会連合会会長
15	(5)学識経験を有する者	鈴木 章世	きれいなまちづくり推進員協議会会長

【改選後（平成27年10月14日～）】

	委員区分	氏名	所属等
1	(1)市民	鈴木 節 也	鹿沼市自治会連合会会長
2	(1)市民	鈴木 章 世	きれいなまちづくり推進員協議会会長 (～H28.8.6)
		廣 田 稔	" (H28.10.20～)
3	(1)市民	竹之内 八重子	エコネットかぬま (～H28.4.21)
		大 出 ヨ シ	" (H28.4.22～)
4	(1)市民	楠 恒 男	公募委員
5	(1)市民	五月女 悦子	公募委員
6	(2)市議会の議員	横 尾 武 男	鹿沼市議会
7	(3)市の副市長	松 山 裕	鹿沼市
8	(4)関係行政機関の職員	小 池 正 純	栃木県西環境森林事務所環境部長 (～H28.3.31)
		津 布 久 隆	" (H28.4.1～)
9	(4)関係行政機関の職員	蓬 田 修 二	栃木県上都賀農業振興事務所次長兼管理部長 (～H28.3.31)
		杉 本 勝 紀	" (H28.4.1～)
10	(4)関係行政機関の職員	那 珂 道 世	栃木県鹿沼土木事務所次長兼企画調査部長 (～H28.3.31)
		斎 藤 治 秀	" (H28.4.1～)
11	(4)関係行政機関の職員	大 島 良 平	鹿沼市小中学校長会 清洲第2小学校長
12	(5)学識経験を有するもの	木 村 剛 考	鹿沼商工会議所 (～H28.12.14)
		橋 本 公 之	" (H28.12.15～)
13	(5)学識経験を有するもの	櫻 井 進 一	鹿沼工業団地総合管理協会
14	(5)学識経験を有するもの	福田 七右衛門	栗野森林組合
15	(5)学識経験を有するもの	渡 邊 知 義	鹿沼自然観察会

環第548号

平成27年11月18日

鹿沼市環境審議会

会長 鈴木節也様

鹿沼市長 佐藤 信

諮問書

下記の事項について、鹿沼市環境基本条例第26条第2項の規定に基づき諮問いたします。

記

1 諮問事項

第4次鹿沼市環境基本計画の策定について

鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の改訂について

2 諮問の趣旨

本市では、環境基本条例に定めた4つの基本理念「次世代への継承」「自然との共生」「持続的な発展」「地球環境の保全」に基づいて、積極的に環境施策を推進しています。

市域における環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成12年3月に環境基本計画を策定し、第2次、第3次と社会情勢の変化などに合わせた計画の見直しを行ってまいりました。

近年、自然災害への備えやエネルギー政策の見直し等、環境をめぐる情勢は大きく変化しており、市、市民および事業者の連携した取り組みが一層重要となる中、本市の第4次となる環境基本計画の策定及び地球温暖化対策地域推進計画の改訂に当たり、貴審議会の意見を求めます。

平成29年 2月 2日

鹿沼市長 佐藤 信 様

鹿沼市環境審議会

会長 鈴木 節 也

答 申 書

平成27年11月18日付け環第548号で諮問のあった、第4次鹿沼市環境基本計画の策定について及び鹿沼市地球温暖化対策地域推進計画の改訂について、これまで慎重に審議を重ねてまいりました。

この度、これらについて別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

この計画を広く周知し、市・市民・事業者等、鹿沼市に関わるすべての人によって、本計画が実行され、目標が達成されることを望みます。

～付言～

近年、全国的にメガソーラーの開発によって自然環境や住環境が破壊されることなどに対する地域住民の懸念が広がっており、その弊害が問題になって来ています。本市におきましても、前日光県立自然公園内の横根高原において計画されている民間のメガソーラー建設に対し、地元住民を中心に中止を要望する声が上がっています。

これらの状況を踏まえ、再生可能エネルギーの利活用に係る施策におきましては、自然環境との調和や生態系の保全、土砂災害の発生防止などに配慮しながら推進することを求めます。

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条 第 7 条)
- 第 2 章 環境の保全に関する基本方針(第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 環境の保全を推進するための施策(第 10 条 第 25 条)
- 第 4 章 環境審議会(第 26 条)
- 第 5 章 雑則(第 27 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境の保全 安全で快適な生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、良好な自然環境その他の健全で恵み豊かな環境を保持し、及び保護するとともに適切に環境の向上を図ることをいう。
- (2) きれいなまちづくり 市、市民及び事業者が連携し、真に住みよい快適な環境づくりを目的として、市民生活及び経済活動等において環境に配慮した行動に取り組むことをいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、市民の環境問題に対する意識の高揚を図り、健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、森林、農地、水辺地等の恵み豊かな自然環境並びに潤い及び安らぎのある社会環境を確保するとともに、これらと市民が健全に共生できる生活環境を形成することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全是、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全是、すべての者がこれを自らの課題として認識し、市民生活及び経済活動等あらゆる活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者に率先してきれいなまちづくりを推進する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において環境の保全に自主的に取り組み、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に参加し、及び協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全に資するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動の各段階にわたって、環境への負荷の低減に関し必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に積極的に参加し、及び協力するよう努めなければならない。

(年次報告書)

第7条 市長は、毎年度、環境の状況及び市が講じた環境の保全に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全に関する施策の策定及びその実施に当たっては、次に掲げる事項を基本として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 環境問題の意識を高めること。
- (2) 自然との共生を目指すこと。
- (3) 美しい水と緑の自然を継承すること。
- (4) 環境への負荷を減らすこと。
- (5) 循環型社会への転換を目指すこと。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鹿沼市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する施策の総合的かつ長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の方針
- (3) 市、市民及び事業者の環境の保全に配慮すべき事項を示した指針

- (4) 地域の実情及び環境特性に応じた地域別計画
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者又はこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、鹿沼市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
 - 6 市長は、環境基本計画に掲げた環境施策等について、進行管理を行わなければならない。

第3章 環境の保全を推進するための施策

(規制の措置)

第10条 市は、環境の保全に係る支障を防止する必要があると認めるときは、当該支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境に保全に関する協定)

第11条 市長は、環境への負荷の低減を図るため必要があると認めるときは、市民等と環境の保全に関する協定について協議し、その締結に努めなければならない。

(誘導的措置)

第12条 市は、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境保全のための適切な整備を誘導するため、必要な措置を講ずよう努めなければならない。

(自然環境の保全並びに歴史的・文化的遺産の保存及び活用)

第13条 市は、森林、農地、水辺地等における快適な自然環境の保全に関し必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境の保全に資するよう歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るため、必要な措置を講じなければならない。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の処理施設、その他環境の保全に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の減量等の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等による廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品及び原材料等の利用が促進されるよう必要な措置を講じなければならない。

(環境管理体制の整備の推進)

第 17 条 市は、市の施策や事業の実施に当たり環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する体制の整備を率先して推進しなければならない。

2 市は、事業者によるその事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者の環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育及び学習の振興等)

第 18 条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより市民等がその理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

(情報の収集及び提供)

第 19 条 市は、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を収集し、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつこれを市民等へ適切に提供するように努めなければならない。

(市民等の参加及び協力並びに自主活動の促進)

第 20 条 市は、環境の保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民等の参加及び協力並びに自主活動の促進に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域特性を生かしたきれいなまちづくりの推進)

第 21 条 市は、地域特性を生かしたきれいなまちづくりを推進するため、市民等と連携を深めるとともに、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査及び研究等の実施)

第 22 条 市は、環境の状況を把握するため、公害並びに自然環境及び生活環境に関する調査及び研究等を実施しなければならない。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 市は、環境の保全等に係る支障の状況を把握し、及び環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制を整備するよう努めなければならない。

(苦情の処理)

第 24 条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為について苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 25 条 市は、環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組が必要とされる場合には、国、県及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 26 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、市の環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、鹿沼市環境審議会(以下「審議会」という。)

を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 環境基本計画に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項
- 3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市民
 - (2) 市議会の議員
 - (3) 市の副市長
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 学識経験を有する者
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、前項第 2 号から第 4 号までの委員が当該各号の職を失ったときは、任期中においても委員の職を失う。
- 6 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることを妨げない。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平成 19 条例 2・一部改正)

第 5 章 雑則

第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(平成 17 条例 28・一部改正)

(鹿沼市環境審議会条例の廃止)
- 2 鹿沼市環境審議会条例(昭和 46 年鹿沼市条例第 1 号)は、廃止する。

(平成 17 条例 28・一部改正)

(粟野町の編入に伴う経過措置)
- 3 粟野町の編入の日(以下「編入日」という。)以後の審議会の委員の定数については、編入日に現に委嘱され、又は任命されている審議会の委員の在任期間に限り、第 26 条第 3 項中「15 人以内」とあるのは「16 人以内」とする。

(平成 17 条例 28・追加)

附 則(平成 17 年 9 月 30 日条例第 28 号)

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 19 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

鹿沼市きれいなまちづくり推進条例

平成 15 年 12 月 26 日

条例第 30 号

目次

第 1 章 総則

第 2 章 きれいなまちづくりの推進

第 3 章 雑則

第 4 章 罰則

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、鹿沼市のきれいな水と緑を未来に引き継ぐため、環境美化の促進に関して必要な事項を定めることにより、地域の良好な環境を保持し、清潔できれいなまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、市内の学校に在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 所有者等 市内の土地又は建物の所有又は占有若しくは管理をする者をいう。
- (4) 公共施設等 道路、公園、河川その他公共の用に供する施設(附帯施設等を含む。)をいう。
- (5) 空き缶等 空き缶、空きビン、ペットボトルその他の飲食物を収納していた容器をいう。
- (6) ごみ たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で散乱性の高いごみをいう。
- (7) 空き地 所有者、占有者又は管理者が使用していない土地又は使用している土地であっても使用していない土地と同様の状態にある土地をいう。
- (8) 屋外広告物 屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (9) 落書き 公共施設等の所有者又は管理者の意に反して描かれた文字、図形等をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する意識の啓発等の環境美化の促進に係る必要な施策の計画及び実施に努めるものとする。

2 市は、市民等、事業者及び所有者等による環境美化の自主的な活動に対し、積極的な支援を行わなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関と協力し、密接な連携を図らなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、地域の良好な生活環境を保持するため、積極的に環境美化に努めなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、従業員に対し、環境美化に関する意識の啓発を図るとともに、当該事業所及びその周辺において、環境美化活動に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動により地域的美観を損なうことのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物の環境美化のために必要な措置を講ずよう努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 きれいなまちづくりの推進

(環境美化の日)

第7条 市長は、市民等、事業者及び所有者等の環境美化に関する意識の啓発を図り、環境美化を促進するため、環境美化の日を設けることができる。

(きれいなまちづくり推進員)

第8条 市長は、環境美化を促進するため、きれいなまちづくり推進員を委嘱することができる。

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、みだりに空き缶等及びごみを公共施設等及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所(以下「他人が管理する場所」という。)に捨ててはならない。

(回収容器の設置、管理等)

第10条 自動販売機(事業所等に設置されている自動販売機で、特定の者が利用するものを除く。)を使用して飲食物を販売する者は、当該販売行為に伴い生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう回収するための容器を設置し、適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第11条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯葉、投棄された空き缶等又はごみを放置して周辺の生活環境を損ない、かつ、近隣住民に危害や迷惑を及ぼす危険な状態にならないよう常に空き地の適正な管理をしなければならない。

(飼い犬等の管理)

第 12 条 犬、猫その他の愛がん動物(以下「飼い犬等」という。)の所有者又は管理者(以下「飼い主」という。)は、公共施設等及び他人が管理する場所に飼い犬等のふんを放置してはならない。

2 飼い主は、他人に危害を与えるような方法により、飼い犬等を放し飼いにしてはならない。

(屋外広告物の掲示の禁止)

第 13 条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、当該管理者の許可を受けずに屋外広告物を掲示してはならない。

(落書きの禁止)

第 14 条 市民等は、公共施設等その他の第三者が管理する場所において、落書きをしてはならない。

第 3 章 雑則

(指導又は勧告)

第 15 条 市長は、第 9 条から第 14 条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第 16 条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(公表)

第 17 条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平成 25 条例 3・一部改正)

(代執行)

第 18 条 市長は、第 11 条の規定に違反し、第 16 条の規定による措置命令を受けた者がこれを履行しないときは、行政代執行法(昭和 23 年法律第 23 号)の規定により、自ら当該空き地の危険な状態を除去し、又は第三者にこれを行わせ、その費用を所有者等から徴収することができる。

(平成 25 条例 3・一部改正)

(立入調査)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員等に他人が管理する場所に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第 20 条 この条例に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰金)

第21条 第9条の規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(過料)

第23条 第10条から第14条までの規定に違反し、第16条の措置命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第21条から第23条までの規定は、平成16年4月1日から施行する。

(鹿沼市あき地の環境保全に関する条例の廃止)

2 鹿沼市あき地の環境保全に関する条例(昭和48年鹿沼市条例第22号)は、廃止する。

(鹿沼市空き缶等の散乱防止に関する条例の廃止)

3 鹿沼市空き缶等の散乱防止に関する条例(平成9年鹿沼市条例第9号)は、廃止する。

附 則(平成25年3月21日条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。

第 4 次 鹿 沼 市 環 境 基 本 計 画

平成 29 年 (2017 年) 3 月

編集・発行 鹿沼市

策定事務局 鹿沼市環境部環境課

〒322-0045 鹿沼市上殿町 695-7

TEL 0289-64-3194

FAX 0289-65-5766

ホームページ <http://www.city.kanuma.tochigi.jp/>